

## 第460回:緊張の夏

異質な中国に違和感を覚える人は多いが、仔細に見れば日中両国の組織的な動きには共通点も多い。なにか問題点があれば、現状を分析し、改善策を講じ、その運用を図り、それでも改善が見られない場合に限り、命令や号令を掛ける。

中国共産党は腐敗追放に関する地道な教育や運動を重ねた上で、最後に「汚職する奴はトラでもハエでも容赦なく一網打尽にする」と宣言し、腐敗汚職キャンペーンの火蓋を切った。

同様に日本企業も、最後の手段として「今年度末までに不動産鑑定士試験に合格できない管理職は任を解く」と宣言することもある。任を解く＝解任＝クビ・・・ここまで云われ、やっと動き出す該当者は情けないが、日本でも中国でも危機管理に優れた人物は、最後通牒を受け取る前に、為すべきことを終わらせている。

ただ日本と中国が微妙に異なるのは、中国はブチ切れる前までは、露骨な行動を回避し、遠回しと云うか婉曲な表現を用いて、徐々に包囲網を狭めようとする傾向がある。

1966年5月16日に毛沢東が発動し、以後10年の長きに亘り中国を破壊と混乱の阿鼻叫喚に突き落とした文化大革命の発端は、前年11月に当時無名の評論家が上海文匯報に発表した文芸評論であった。

最初は誰も注目しなかった論文だが、これは①毛沢東がライバルの劉少奇を失脚させるため、②劉少奇派の根城となっていた北京政府を攻撃するために、③該当作品の作者である呉晗・北京市副市長が歴史劇の名を借りて毛沢東を批判していると難癖をつけ、④呉晗失脚を劉少奇派殲滅の突破口とすべく、⑤上海の腹心に命じて劉少奇攻撃の狼煙を上げるという陰険かつ用意周到な毛主席の策略であった。

- それから半世紀後の本年7月11日、国営新華網が「華国鋒元主席が中央規検委の取り調べを受け、自分に対する個人崇拜を進める動きをしたことは誤りだったと認めた」とする文章を掲載した。文章は1980年当時、規検委トップだった黄克誠書記が「①華国鋒への過剰警護、②華国鋒が講演時に座った椅子の博物館陳列」などを個人崇拜として厳しく批判したと報道している。この報道のアレゴリー(寓意)は明らかだ。2016年9月、中国で初となるG20サミットが、浙江省杭州市で開かれ、会議を仕切った習近平主席の座った椅子が、「習近平主席座椅」として杭州市の博物館に飾られていることへの露骨な批判である。
- それに先立つ7月4日、湖南省出身の董璠琼という若い女性が上海市内で「習近平独裁反対」と叫び、習主席の肖像に墨汁をぶちまける動画をツイッターに投稿した。この事件がネット上で大受けし、「墨攻」事件が流行しそうになったので、当局が慌てて女性や父親を拘束する事態となった。彼女のツイッターには自宅のドアスコープ越しに、ドアを開けるよう求めるガラの悪そうな当局者の姿がはっきり写っている。
- 7月9日と、15日の人民日報を読むと、第1面に「習近平」の文字が見当たらないようだ。筆者も確認したが、確かに載っていない。「それがどうした?」と云われると困るが、実はこれ、5年ぶりの出来事だ。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

こうした不審な動きに呼応するかのように、未確認情報であるが、7月9日北京の屋内外の習氏の写真やポスターを即刻撤去するよう警察が指示したとする文書がインターネット上で拡散した。

一方香港方面からは、「江沢民や朱鎔基をはじめとする長老が独裁の動きを批判した」、「習主席の政治顧問である王滬寧政治局常務委員が失脚した」といった情報が流れている。

「椅子の博物館入り批判」、「墨攻」、「人民日報1面」は全て事実であり、一方それ以外の「撤去」、「長老が反撃」、「失脚」は眉唾もののニュースだが、間違いないのは習近平体制を巡り中南海に異変が発生し、独裁から専制に移行しようとする習体制を掣肘しようとする大きなパワーが動き始めたことである。

国家主席と党総書記を兼務する習近平氏は、今春の全人代で国家主席の任期を撤廃し、2023年以降の続投に道を開き、それ以降、共産党規約や憲法に明記された同氏の政治思想は、全国の学校や職場での学習が推進され、習氏の著作はベストセラーになり、「習主席語録」まで登場する等、建国の父・毛沢東以来の個人崇拜が広がっている。

中国で改革開放政策がスタートして今年で40年になるが、中国を世界の最貧国から、あと一步で先進国の水準まで引き上げた最大の功労者が鄧小平氏であることは中国人なら誰でも知っている。

その鄧小平は中国で二度と文革を再発させてはならないという堅い決意で、集団指導体制や、任期制、定年ルール等を定め、江沢民や胡錦濤をはじめとする後継者は、そのルールを守ってきた。

集団指導体制にも欠点はあるが、それを根本から覆し、独裁どころか専制への道を開こうとする動きが、簡単に通るわけがない。これまで執行部に反対すれば腐敗の廉で摘発されるから、誰も面と向かって強硬に反対しなかったわけだが、腐敗に絡む「不正常的な蓄財」現象は、全ての権力者に共通する現象だ。

この異変の震源が主流派内部の自浄作用か、反対派からの反撃か、いまのところなんとも云えないが、中国の為政者にとって暑い夏、緊張の夏が始まったことは間違いない。

習主席は昨日アフリカ歴訪に出発しており、いまのところ同氏周辺は天下泰平のようだが、習体制最大の弱みは、権力の正統性が「好調な中国経済」に支えられていることにある。

米中貿易戦争の行方が不透明なまま、指導部に大きな余裕はないだろう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成30年7月20日

## 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



**東洋証券**

東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

## ご投資にあたっての注意事項

### 手数料等およびリスクについて

#### ① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号  
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040